

幼児保育施設一元化問題共同研究報告

東京家政大学 山下俊郎

幼児保育施設一元化問題に関する共同研究は、日本保育学会の共同研究委員会によつて行われたもので、便宜上、山下が代表して報告するものである。この一元化問題は多年保育関係者の間における懸案となつて居り、保育関係の会合の度に問題とされて来たものであるが、たまたま昭和二十四年新潟で開催された全国保育連合会第四回大会の席上、この問題の調査を行うことを本学会で引受け、委員会で調査をすゝめたものである。今回はその全般的結果を報告する。ここに報告するものは保育関係者の一元化問題に対する意見調査の結果である。その意見調査は、次のような質問書を全国の保育関係者に配布し、その回答を求めたものであつて、

各府県別回答数を回答者の所属別をもあわせて示すと第一表の通りである。

集まつた回答を質問書の項目毎に整理し、百分比を算出して見ると、第二表から第八表のような結果になつている。

意見の傾向は表の数字の示す通りである。紙数の関係もあり、詳しい説明は省略するが、最もはつきりしている傾向を要約して見ると次のようなことが言える。すなわち、

(1) 全体的に見れば、幼児保育施設は一元化すべきであるとする意

見が、保育関係者の間には圧倒的である。

(2) しかし、制度、対象児童、保育時間、保育内容、保育従事者のおのおのについては、個々に見ればいろいろの意見がある。

(3) 第二表ないし第八表に見るように、回答数に「不明」の欄に入るものが可なり多い。この中には、回答の選択肢のうち、相互に矛盾するものにチェックしたものが多し。このような矛盾を含んでいる所に、一元化問題の困難の根拠があると思われる。したがつてこの「不明」の回答に対するさらに一段すすんだ分析が必要である。

このように、意見調査の結果は、全体としては一元化の方向に向いているが、現在の学校教育法と児童福祉法との二元的現実に対して、どのような対策をとるべきかということは全然別の問題として考えられなければならない。ここに示すものは、保育関係者の意見を集積した客観的結果である。

附記 この調査に要した費用はすべてフレイベル館の寄附によつてまかなわれた。フレイベル館の厚意に感謝を捧げたい。なお近い期間にこの調査のさらに詳細な結果を発表したいと考えている。

幼児保育施設一元化問題に関する調査票

日 本 保 育 学 会

氏名	所 属	所属の種別
		(A) 学校教育法による幼稚園 (D) 行政庁 (B) 児童福祉法による保育所 (E) 研究機関 (C) その他の幼児保育施設 (E) その他

幼稚園と保育所のあり方について、次のいろいろの考え方の中、賛成のものには○、反対のものには×をつけ、余白にその理由をお記し下さい。

〔制度について〕

(1) 幼稚園と保育所との制度上の区別をまったく廃して法令上一のものにするがよい。

(イ) これを文部省系統の所管とするがよい。

(ロ) これを厚生省系統の所管とするがよい。

(ハ) 両者の共管あるひはその他の方法をとるがよい。

(所管)

(2) 幼稚園と保育所とは現状の通り法令上まったく別のものの方がよい。

(3) 幼稚園と保育所と制度上は二元的にし同一施設に両法令を適用するがよい。

(1) — (3) の理由

〔対象児童について〕

(4) 制度上一元化した場合、一施設で保育する児童はすべての家庭の事情による差別をつけないがよい。(例えば公立小学校のように)

(5) 制度上一元化しても、個々の施設は一般家庭児童を対象とするものと、家庭の事情により保育を要する児童を対象とするものがあるがよい。

(6) 制度上二元的の場合、幼稚園は一般家庭の児童を、保育所は家庭の事情により保育を要する児童を専ら保育するがよい。

(7) 制度上二元的の場合、幼稚園と保育所とは主として(6)のような別があるが、児童の通園の便宜上互に他のものを保育するがよい。

(8) 制度上二元的の場合、幼稚園は年令の長じたものを対象とし保育所は年令の幼いものを対象するがよい。

(年令の区分 幼稚園満 才以上 保育所 満 才未満)
(4) — (8) の理由

〔保育時間について〕

(9) 制度上一元化した場合、保育時間の基準を設けるがよい。

(基準 一日 時間)

(10) 制度上一元化しても、保育時間は個々の施設の事情によつて定めるがよい。

(11) 制度上一元化しても、保育時間は個々の児童の家庭の事情に

よつて定めるよ。

(12) 制度上二元的の場合、幼稚園は比較的短時間の保育、保育所は長時間の保育とするがよい。(基準 一日 幼稚園(時間) 保育所(時間))

(9) — (12) の理由

〔保育内容について〕

(13) 制度上一元化した場合、同じ保育要領によつて保育するがよい。

(14) 制度上一元化しても、個々の施設の事情により別の保育要領によつて保育するがよい。

(15) 制度上二元的の場合、幼稚園と保育所とは同じ保育要領によつて保育するがよい。

(16) 制度上二元的の場合、幼稚園と保育所とは別の保育要領によつて保育するがよい。

(13) — (16) の理由

〔保育料について〕

(17) 制度上一元化した場合、保育料は家庭の負担とし、家庭に負担力のない者については公共の負担とするがよい。

(18) 制度上二元的の場合、幼稚園の保育料は総て家庭の負担とし、保育所の保育料はすべて公共の負担とするがよい。

(19) 制度上二元的の場合、幼稚園の保育料は総て家庭の負担とし、保育所の保育料は家庭に負担力のないものは公共の負担とし、あるものについては家庭の負担とするがよい。

(17) — (19) の理由

〔保育従事者について〕

(20) 制度上一元化した場合、保育に従事するものの養成課程、資格、待遇等は同一とするがよい。

(21) 制度上二元的であつても、幼稚園教諭と保育所保母との養成課程や資格は同一とするがよい。

(22) 制度上二元的の場合幼稚園教諭と保育所保母との養成課程や資格は別個であるがよい。

(23) 制度上二元的の場合、幼稚園教諭と保育所保母とは別個の資格に基いても若干の教科単位を履修する事によつて、互に他の資格を得る事が出来るようにするがよい。

(24) 制度上二元的の場合、幼稚園教諭と保育所保母との待遇は同一とするがよい。

(25) 制度上二元的の場合、幼稚園教諭の待遇は保育所保母の待遇より高くするがよい。

(26) 制度上二元的の場合、保育所保母の待遇は幼稚園教諭の待遇より高くするがよい。

(20) — (26) の理由

〔總括的に〕

(27) 幼稚園と保育所との二元化問題についてあなたのお考えはいかがですか。一元化、二元的の両者の場合の長短、その他お気づきの事を記し、一元化に対し賛成又は反対の結論をお出し下さい。

第一表 調査回答数

所屬別 地方別	幼稚園	保育所	その他の 施設	行政庁	研究機関	その他	計
香川	15	12		1			28
岡山	13	9	1				23
靜岡	14	8					22
滋賀	15	6	1				22
東京	5	4		1	9		19
大阪	18			1			19
広島	13	5		1			19
岩手	8	10					18
福井	8	8		1		1	18
岐阜	5	4	8				17
愛知	7	7			3		17
福岡		13			3		16
福岡	14		1				15
長崎	15						15
高知	1	12	2				15
新潟	2	11					13
石川	6	5			1		12
奈良	10				1		11
佐賀	1	10					11
宮城	3	7					10
長野		10					10
京都	7				3		10
千葉		9					9
島根		9					9
兵庫	6	1					7
三山	5	1					6
山口	3	2					5
山梨	2				1		3
鳥取		3					3
宮崎		3					3
栃木	2						2
熊本	2						2
鹿島	1	1					2
秋田		1					1
福馬					1		1
群馬		1					1
和歌	1						1
愛媛	1						1
計	203	172	13	5	22	1	416
比率	48.8	41.3	3.1	1.2	5.3	0.2	100.0

第二表 制度についての意見

意見		所属	幼稚園	保育所	その他の施設	行政庁	研究機関	その他	計
(1)	法令上の一元化	実数	103	113	7	2	11	1	237
		%	50.7	65.7	53.9	40.0	50.0	100.0	57.0
イ	文部省統制	実数	68	15	1	1	2	1	88
		%	33.5	5.3	7.7	20.0	9.1	100.0	21.4
ロ	厚生省統制	実数	1	58	1	1	4		65
		%	0.5	33.1	7.7	20.0	18.2		15.4
ハ	公共その他	実数	29	35	4		4		72
		%	13.8	20.3	30.8		18.2		17.1
	不明	実数	5	5	1		1		12
		%	3.0	2.9	7.7		4.5		3.1
(2)	法令上の二元化	実数	61	18		1	2		82
		%	30.0	10.5		20.0	9.1		19.7
(3)	両法令適用	実数	19	10	1	2	3		35
		%	9.4	5.2	7.7	40.0	13.6		8.2
不	明	実数	20	31	5		6		62
		%	9.9	18.6	38.4		27.3		15.1
計		実数	203	172	13	5	22	1	416
		%	100	100	100	100	100	100	100

第三表 対象児童についての意見

意見		所属別	幼稚園	保育所	その他の施設	行政庁	研究機関	その他	計
(4)	一元化別無差別	実数	66	88	5	1	9		167
		%	32.5	49.4	38.4	20.0	41.0		40.1
(5)	一元化別一差別	実数	31	20	1		2	1	55
		%	15.3	11.6	7.7		9.1	100.0	13.2
(6)	二元別二差別	実数	25	10			2		37
		%	12.3	5.7			9.1		8.9
(7)	二元融通	実数	7	9	1				17
		%	3.7	5.2	7.7				4.1
(8)	二元別二年令	実数	22	5		2	2		31
		%	10.8	2.9		40.0	9.1		7.5
不	明	実数	52	42	6	2	7		109
		%	25.6	24.4	46.2	40.0	31.8		26.2
計		実数	203	172	13	5	22	1	416
		%	100	100	100	100	100	100	100

第 四 表 保育時間についての意見

意見	所屬別	幼稚園	保育所	その他 の施設	行政庁	研究機関	その他	計
(9) 基準を設ける事	実数	19	29	2		2		52
	%	9.4	16.9	15.4		9.1		12.5
(10) 個々の施設で定める事	実数	40	37	1		1		79
	%	19.7	21.5	7.7		4.5		19.0
(11) 個々の児童による事	実数	23	19	3	1	5	1	52
	%	11.3	11.0	23.1	20.0	22.7	100.0	12.5
(12) 二元的な基準をつくる事	実数	67	13	1	1	5		81
	%	33.0	7.6	7.7	20.0	22.7		20.9
不 明	実数	54	74	6	3	9		146
	%	26.6	43.0	46.7	60.0	41.0		34.9
計	実数	203	172	13	5	22	1	416
	%	100	100	100	100	100	100	100

第 五 表 保育内容についての意見

意見	所屬別	幼稚園	保育所	その他 の施設	行政庁	研究機関	その他	計
(13) 一元化一 同	実数	53	71	4	2	5		135
	%	26.1	41.3	30.8	40.0	22.7		32.5
(14) 一元化個 別	実数	44	39	2		6	1	92
	%	21.7	22.7	15.4		27.3	100.0	22.1
(15) 二元的 一	実数	19	15	1	1	2		38
	%	9.4	8.7	7.7	20.0	9.1		9.1
(16) 二元的 個	実数	59	10		2	3		74
	%	29.1	5.8		40.0	13.6		17.8
不 明	実数	28	37	6		6		77
	%	13.8	21.5	46.2		27.3		18.5
計	実数	203	172	13	5	22	1	416
	%	100	100	100	100	100	100	100

第 六 表 保育料についての意見

意見	所屬別	幼稚園	保育所	その他の施設	行政庁	研究機関	その他	計
(17) 一元化負担力のない時公共負担	実数	96	105	6	2	11	1	221
	%	47.3	61.0	46.2	40.0	50.0	100	53.1
(18) 二元的保育所公共負担	実数	15	4					19
	%	7.4	2.3					4.6
(19) 二元的負担力のない時公共負担	実数	53	19	1	2	5		80
	%	26.1	11.0	7.7	40.0	22.7		19.2
不 明	実数	39	44	6	1	6		96
	%	19.2	25.6	46.2	20.0	27.3		23.1
計	実数	203	172	13	5	22	1	416
	%	100	100	100	100	100	100	100

第七表 保育従事者についての意見（A養成課程及資格）

意見	所屬別	幼稚園	保育所	その他の施設	行政庁	研究機関	その他	計
(20) 一元化同一	実数	96	103	5	2	11	1	218
	%	47.3	59.9	38.4	40.0	50.0	100	52.4
(21) 養成課程資格同一	実数	34	10			2		46
	%	16.7	5.8			9.1		11.1
(22) 養成課程資格別個	実数	6	2	1				9
	%	3.0	1.2	7.7				2.2
(23) 増課履修	実数	29	8	1	2	3		43
	%	14.2	4.7	7.7	40.0	13.6		10.3
不 明	実数	38	49	6	1	6		100
	%	18.7	28.5	46.2	20.0	27.3		24.0
計	実数	203	172	13	5	22	1	416
	%	100	100	100	100	100	100	100

第七表 保育従事者についての意見（B待遇）

意見	所屬別	幼稚園	保育所	その他の施設	行政庁	研究機関	その他	計
		実数	96	103	5	2	11	1
(20) 一元化同一	%	47.3	59.9	38.4	40.0	50.0	100	52.4
(24) 待遇同一	実数	38	13		3	3		57
	%	18.7	7.6		60.0	13.6		13.7
(25) 幼稚園が良い待遇	実数	9						9
	%	4.4						2.1
(26) 保育所が良い待遇	実数	14	10			2		26
	%	6.9	5.8			9.1		6.3
不明	実数	46	46	8		6		106
	%	22.7	26.7	61.6		27.3		25.5
計	実数	203	172	13	5	22	1	416
	%	100	100	100	100	100	100	100

第八表 総合的意見

意見	所屬別	幼稚園	保育所	その他の施設	行政庁	研究機関	その他	計
		実数	104	121	6	2	14	1
一元化賛成	%	51.2	70.3	46.2	40.0	63.6	100	59.6
二元的賛成	実数	66	20	5	2	3		96
	%	32.5	11.6	38.4	40.0	13.6		23.1
不明	実数	15	17					32
	%	7.4	9.9					7.7
無記入	実数	18	14	2	1	5		40
	%	8.9	8.1	15.4	20.0	22.7		9.6
計	実数	203	172	13	5	22	1	416
	%	100	100	100	100	100	100	100